

議案第72号

大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定について
大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が管理する公共施設等に放置された自転車等の処理に関し必要な事項を定めることにより、公共施設等及びその周辺の良い景観を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設等 市が所有又は管理する土地及び施設をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置自転車等 公共施設等に正当な理由なく置かれている自転車等をいう。
- (4) 所有者等 自転車等の所有者又は利用者をいう。

(放置の禁止)

第3条 何人も、正当な理由なく公共施設等に自転車等を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為をしようとする者に協力してはならない。

(調査)

第4条 市長は、放置自転車等を発見したときは、市長が指定する職員をして当該放置自転車等の状態、所有者等その他必要な事項を調査させるものとする。

2 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公共施設等における自転車等の放置に対する措置)

第5条 市長は、公共施設等に自転車等が放置され、これにより公共施設等及びその周辺の良好な景観の維持が阻害され、及び公共施設等の機能が低下していると認めるときは、当該自転車等の撤去を促すための警告書を当該放置自転車等に取り付けるものとする。

2 市長は、前項の警告を行ったにもかかわらず、なお自転車等が規則で定める相当の期間にわたり放置されているときは、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第1項の規定により、放置自転車等を撤去し、及び保管することができる。

（保管した自転車等に係る措置）

第6条 市長は、前条第2項の規定により放置自転車等を撤去し、及び保管したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等を所有者等に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

（返還）

第7条 市長は、保管した放置自転車等を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該放置自転車等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

（廃棄等）

第8条 市長は、第6条の措置を講じた後、3月を経過してもなお返還することができない自転車等について、その保管に不相当な費用を要するときはこれを売却し、その代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、当該自転車等を廃棄することができる。

（費用の請求）

第9条 市長は、第5条第2項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したときは、これに要した費用を当該自転車等の所有者等に請求しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（教育委員会所管の公共施設への適用）

第10条 この条例を教育委員会が所管する公共施設等に適用する場合には、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。